

大口町史編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 『大口町史～現代史編～』(以下「町史」という。)を効率的かつ円滑に編さんするため、大口町史編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 町史編さんに必要な資料の調査及び収集に関すること。
- (3) 町史の編集、執筆及び刊行に関すること。
- (4) その他町史編集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、専門委員10人以内及び執筆委員15人以内で組織する。

- 2 専門委員及び執筆委員(以下「委員」という。)は、学識経験者、その他必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、執筆委員を兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町史編さん事業が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門委員は、町史編さんに必要な編集、監修等を行う。

(執筆委員)

第8条 執筆委員は、資料収集及び調査研究、原稿作成並びに校正等を行う。

2 委員会は、必要があると認めるときは、執筆委員以外にも町史の執筆を依頼することができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、資料の調査、収集若しくは整理及び町史の執筆若しくは編集を分担して行うため、分野ごとに専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会町史編さん室において処理する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成30年12月27日 大口町教育委員会告示第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。